

V-4-2 国際動産売買の設例とその解法

松本恒雄 曾野和明

一橋大学法学部

tsuneo.matsumoto@srv.cc.hit-u.ac.jp

帝塚山大学法政策学部

MHE01066@nifty.ne.jp

加賀山茂

吉野 一

名古屋大学大学院法学研究科

kagayama@lilac.ocn.ne.jp

明治学院大学法学部

yoshino@law.meijigakuin.ac.jp

1 はじめに

国連売買条約の知識構造を解明し、同法の法律エキスパートシステムを構築していくために、研究の過程の中で、多くの教室設例が作られた。そしてその解法が法解釈学の観点から示された。目標としている法律エキスパートシステムが諸問題を法的に正しく解くことができるように構築するのに役立てるためである。作成された設例を解くために用いられる法的知識を同定し、設例を解く法的推論過程を分析していくことによって、システム上に実現すべき推論を具体的に示していくことができる。と同時に、諸設例を、作成されたシステムが正しく法的推論を行っているかどうかを検証するためにも用いることができる。

われわれは、まず、単純な論点に分解した設例を多く作った。これは、主として、ソフトウェアの開発に際しさまざまな設例を入力してうまく推論が機能するかどうかを確認し、誤りを是正するデバッグ作業を支援することを目的としている。しかし、これは同時に、単純な設例を多数作成し、問題を少しずつ変化させて推論演習を重ねていくことによって、ちょうど、語学や数学の初心者が多数のドリルをこなし、自然と正しい考え方を身につけていくような手法を法学教育においてもシステムを用いて実現することを狙っている。

われわれは次に総合問題をいくつか作った。総合問題は多数の論点を含んだ複合的な問題である。本来、実際に起きる出来事は複雑であり、いろいろな論点を含んでいる。また出来事は時間の推移とともに変化していく。法律エキスパートシステムを作る場合、このような多数

の論点を含んだ複雑な問題も解くことができるようにしなければならない。とくに、国連売買条約は、総合的な法であり、多次元的で多くの側面を含んでいる¹のでなおさらそうである。国連売買条約の法律エキスパートシステムには、そうした多次元的多面的問題を解決する能力があることが期待される。この観点から、多数の論点を含んだ総合問題としての設例もいくつか作られたのである。また、総合問題は、法学教育のためにも有用である。法学教育の目標の一つは、複雑な問題の中から論点を見つけだし、それを体系的に整理して解決していく能力を身につけるということも含まれているからである。

われわれは、設例を作り解法をまとめるにあたっては、学説の違いについても配慮した。望ましいシステムは、唯一の解釈に限定して推論し、解を出すシステムではなく、複数の解釈が成り立つ場合は、複数の解釈を知識ベースに実装していて、そのいずれの立場でも（選択に応じて）推論し、答えを出し、またその理由を説明できるようなシステムである。

作成された多くの設例の中で、紙数の関係から、ここでは、本書における他の章・節の論述に関連がある総合問題一例のみを紹介することにする。まず設例を解くために適用されうる国連売買条約の関連条項を一括して提示する²。次に出来事を提示し、問を立てる、そしてその解と何故その解が法的推論の結果導き出されるか、解の

¹ 契約の成立から、契約当事者の権利義務の問題、義務違反とその救済の問題、さらには同法の解釈や適用の問題、そして条約自体の効力の問題までもそれは含んでいる。

² 日本語訳は曾野和明・山手正史「国際売買法」青林書院（1993年）による。

理由を法律家の立場から解説する。

2 国連売買条約の関連規定

第1条 【条約の一般的適用基準】

(1) この条約は、営業所が異なる国にある当事者間の物品売買契約につき、次の場合に適用する。

- (a) これらの国が、いずれも締約国である場合、又は
- (b) 国際私法の準則が、ある締約国の法の適用を導く場合。

第2条 【適用除外となる売買】

この条約は、次の売買には適用しない。

- (a) 個人、家族又は家庭で使用するために購入された物品の売買。ただし、売主が、契約締結時以前において、その物品がかような使用目的で購入されたことを知らず、かつ、知るべきでもなかった場合を除く。
- (b) 競売。
- (c) 強制執行その他法令に基づく売買。
- (d) 株式、持分、投資証券、流通証券及び通貨の売買。
- (e) 船舶、艦船、ホーヴァークラフト及び航空機の売買。
- (f) 電力の売買。

第14条 【「申込」の間接的定義】

- (1) 一又は複数の特定の者に向けられた契約締結の申入れは、それが十分明確であり、かつ、承諾があった場合には拘束されるとの申込者の意思が示されているときは、申込となる。申入れは、物品を示し、かつ、明示又は黙示に数量及び代金を定め又はその決定方法を規定している場合には、十分明確なものとする。
- (2) 不特定の者に向けられた申入れは、申込の単なる誘引として扱う。ただし、申入れをした者が異なった意向を明瞭に示している場合はこの限りでない。

第15条 【申込の効力発生時期】

- (1) 申込は、被申込者に到達した時にその効力を生ずる。
- (2) 申込は、たとえ取消不能のものであっても、申込の撤回通知が申込の到達前又はそれと同時に被申込者に到達する場合には、撤回し得る。

第17条 【拒絶による申込の失効】

申込は、たとえそれが取消不能であっても、その拒絶通知が申込者に到達した時は、その効力を失う。

第18条 【承諾、その効力発生時期、申込の承諾期間】

- (1) 申込に同意する旨を示す被申込者の陳述その他の行為は、承諾とする。沈黙又は反応のないことは、それだけでは承諾とみなされることはない。
- (2) 申込に対する承諾は、同意の意思表示が申込者に到達した時にその効力を生ずる。(以下省略)

第19条 【申込の条件付承諾】

- (1) 承諾の形をとっているが、付加、制限その他の変更を含んでいる申込に対する回答は、申込の拒絶であり、反対申込となる。
- (2) しかしながら、承諾の形をとった申込に対する回答が、付加的条件や異なった条件を含んでいても、申込の内容を実質的に変更するものでない場合には、申込者が不当に遅滞することなくその相違に口頭で異議を述べ又はその旨の通知を発しない限り承諾となる。申込者が異議を述べない場合には、契約の内容は申込の内容に承諾中に含まれた修正を加えたものとする。
- (3) 付加的条件又は異なった条件であって、特に代金、支

払、物品の品質及び数量、引渡の場所及び時期、一方当事者の相手方に対する責任の限度、又は紛争の解決方法に関するものは、申込の内容を実質的に変更するものとして扱う。

第23条 【契約の成立時期】

契約は、申込に対する承諾がこの条約の規定に従って効力を生じた時に成立する。

第24条 【意思表示等の「到達」の定義】

この条約第2部の適用上、申込、承諾の宣言、その他の意思の表示が相手方に「到達」した時とは、相手方にそれが口頭で伝えられた時、又はその他の方法で相手方に個人的に若しくは相手方の営業所又は郵便送付先に、また相手方が営業所も郵便送付先をも有しない場合においては相手方の常居所に配達された時とする。

第31条 【引渡の場所】

売主が物品を他の特定の場所で引き渡すことを要しない場合には、売主の引渡義務は、次の通りとする。

- (a) 売買契約が物品の運送を予定する場合には、買主に送付のため物品を第一の運送人に交付すること。(以下省略)

第35条 【物品の契約適合性】

- (1) 売主は、契約で定めた数量、品質及び記述に適合し、かつ、契約で定める方法に従って容器に収められ又は包装された物品を引き渡さなければならない。(以下省略)

第45条 【救済方法一般】

- (1) 売主が契約又はこの条約に定められた義務のいずれかを履行しない場合には、買主は次の救済を求めることができる。
 - (a) 第46条から第52条までに規定された権利を行使すること。
 - (b) 第74条から第77条までの規定に従い損害賠償を請求すること。
- (2) 買主が損害賠償を請求する権利は、それ以外の救済を求める権利の行使によって失われることはない。(以下省略)

第46条 【特定履行・代替品引渡又は修理の要求】

- (1) 買主は、売主に対してその義務の履行を要求することができる。ただし、買主がこの要求と両立し得ない救済を求めている場合はこの限りでない。
- (2) 物品が契約に適合していない場合には、買主は代替品の引渡を要求することができる。ただし、その不適合が重大な契約違反を構成し、かつ、その要求が、第39条の下での通知の際又はその後合理的な期間内になされたときに限る。
- (3) 物品が契約に適合していない場合において、全ての状況から見て不合理でない時は、買主は売主に対してその不適合を修理によって治癒することを要求できる。修理の要求は、第39条の下での通知の際又はその後合理的な期間内になされなければならない。

第47条 【履行のための付加期間の付与】

- (1) 買主は、売主による義務の履行のために、合理的な長さの付加期間を定めることができる。
- (2) その期間内に履行しない旨の通知を売主から受け取った場合でない限り、買主はその期間中契約違反についてのいかなる救済をも求めることができない。ただし、これにより買主は履行の遅滞について損害賠償を請求する権利を失うことはない。

第49条 【買主による契約の解除】

(1)買主は、次のいずれかの場合には、契約の解除を宣言することができる。

(a)契約又はこの条約に基づく売主の義務のいずれかの不履行が、重大な契約違反となる場合。

(b)引渡の不履行の場合であって、第47条(1)項に基づき買主が定めた付加期間内に、売主が物品を引き渡さない場合、又は売主がその期間内に引渡をしない旨を宣言した場合。(以下省略)

第81条 【契約上の義務からの解放とその限度、原状回復義務】

(1)契約の解除は、損害賠償義務を除き、両当事者を契約上の義務から解放する。解除は、契約中の紛争解決のための条項や、契約の解除があった場合の当事者の権利義務を規定するその他の契約条項には影響を及ぼさない。(以下省略)

第99条 【条約の発効時期、1964年ハーグ条約の当時国との関係】

(1)この条約は、(6)項の規定に服することを条件として、第92条に基づく宣言が含まれているものも含め第10番目の批准書、受託書、承諾書又は加入書が寄託された日から12箇月が経過した後の最初の月の初日に発効する。(以下省略)

3 設例8f

本稿で提示される総合問題設例8fは、次の3つの観点から作られている。第1に、契約に基づく法律関係の変動過程の演繹を可能にしている国連売買条約ならびにその基礎にある契約法一般の知識体系を解明するとともに、明らかになった知識体系を国連売買条約知識ベース上で検証するためである³。第2に、国連売買条約の適用に関する推論の知識構造を解明し、そのシステム化の方法を検討するためである。第3に、法の解釈や類推適用の推論知識構造の分析とそのシステム化の課題と方法を検討するためである。以下においては、まず第1の観点から解とその理由説明を行う。その際、国連売買条約が本件に適用されうるということを前提にしておく、また解釈学的論点には立ち入らないことにする。後の2つは、第1の観点からの説明が終わった後に取り扱うことにする。

(1)4月1日、ニューヨークの農業機械メーカーAが、日本商社Bのハンブルク支店に対して、申入れの手紙を発信した。手紙の内容は、AがBに農業耕作機械一式（トラクターとレーキからなる）を売る、トラクターの代金は5万ドル、Aはその機械をBに5月10日までに引き渡す、Bは代金をAに5月20日

までに支払う、機械はアメリカの貨物船で運ぶ、というものであった。

(2)4月8日、その手紙はBの郵便受けに届いた。

(3)4月9日、BはAに電話をした。「申込は承諾。但し、日本のコンテナ船で運ばれたし。」

(4)5月1日、Aは農業耕作機械をニューヨーク港において日本のコンテナ船に引き渡した。

(5)5月10日、BはAに対して農業耕作機械の代金5万ドルを支払った。

(6)5月31日、農業耕作機械はBのハンブルク支店に届けられた。

(7)6月5日、Bは農業耕作機械を検査した。

(8)8月10日、機械は動作異常、原因は接続ギアの不良であると判明。この動作異常のため、Bに損害が発生した。

(9)同日、BはAに直ちに電話でその事実を告げた。

(10)9月1日、BはAに物品の契約不適合を1ヶ月以内に修理によって治癒することを要求した。

(11)10月1日までに、Aは不適合の修理を行わなかった。

(12)10月10日、BはAに対して契約を解除すると宣言した。

(13)12月10日、BはAに農業耕作機械を返還した。

(14)12月20日、AはBに農業耕作機械の代金5万ドルを返金し、同時に、Bに対して損害の賠償を行った。

4 法律関係の存否を問う問題とその

解法

まず、実体法的推論を行う。すなわち、国連売買条約を適用した場合のこの事例における当事者間の権利義務の変動を確定する推論を行う。

4-1 問

次の各時点において本件出来事に基づいてAB間に契約に基づくいかなる法律関係が存在するか⁴。

(1)4月5日、(2)4月15日、(3)5月15日、(4)8月15日、(5)9月15日、(6)10月5日、(7)11月15日、(8)12月15日、(9)12月25日。

³本設例は吉野の日本私法学会での報告（1996年10月12日、於青山学院大学）に際して作成された設例7fをさらに複雑にしている。参照：吉野「契約法の構造—国連売買条約（CISG）を例として」『私法』（59号）1997年、215-222頁。

⁴実体法的推論の最終目標は、当事者間にいかなる法律関係、すなわち、権利と義務の関係があるかを確定することである。

4-2 解とその理由

解(1):「4月5日の時点では、AB間には契約に基づく法律関係は存在しない」

理由:本設例は、AB間に「契約に基づく」法律関係があるか否かを問うものとして作られている。国連売買条約(CISG)は、「契約は申込に対する承諾が効力を生じたときに成立する」と規定している(CISG23、以下「CISG」は省略)。問の4月5日の時点では、申込の効力はまだ発生していない。なぜなら、申込は到達したとき効力を生じるが(15(1))、申込はまだ到達していないからである。したがって、契約はまだ成立しておらず、契約に基づく法律関係も発生していない⁵。

解(2):「4月15日の時点では、AはBに物品農業耕作機械一式を5月10日までに引き渡す義務があり、BはAに代金を5月20日までに支払う義務がある。その際、Aは物品を日本のコンテナ船で運送するようにする義務がある。これに対応して、BはAに物品の引渡を請求でき、AはBにその代金の支払いを請求できる。」

理由:まずAのBに対する申入れの手紙が申込と言えるかという解釈論上の論点がある。これについては後に議論するとして、仮に申込であると判断すると、申込の手紙が4月8日にBのハンブルク支店の郵便受けに届いた。意思表示は相手方の営業所に配達されると相手方に到達したとされるので(24)、申込が4月8日に効力を生じた(15(1))。4月9日のBの電話での返事は承諾の形をなしており(18(1))、承諾ならば、口頭で伝えられたものとしてその時点で承諾としての効力を生じる(18(2)、24)。しかし、Aの手紙には「アメリカの貨物船で運ぶ」と書いてあるのに対し、Bは「日本のコンテナ船で運ぶ」と言っているので、それは、承諾の形は取っているが、申込に対する変更を含んでいる回答であり、申込の拒絶とともに反対申込と判断される可能性がある(19(1))。しかし、それが「申込の内容を実質的に変更するものでない場合」は申込者が不当に遅滞なく意義を述べない限り承諾となる(19(2))。そこで本件Bの回答が「申込の内容を実質的に変更するもの」と判断すべきか否かとい

う問題が生じる。この解釈論上の論点も後に論じるとして、ここでは「実質的に変更するものでない」という判断を得たと仮定する。契約は申込に対する承諾が効力を生じたとき成立する(23)ので、4月9日にAB間に契約が成立した。契約の内容は申込の内容に承諾中に含まれた修正を加えたものとなる(19(2)第2文)。契約が効力を生じるためには、成立しただけでは不十分で、さらに効力条件を充たす必要があるが、国連売買条約は契約の有効・無効についてのルールを含まないために、この問題は国際私法のルールに従って決定される契約の準拠法によって決まる。ここでは、設例の記述から、特に効力発生を妨げることがらはなかったと仮定する。また契約に効力発生の始期または条件の定めがあるときは、始期の到来または条件成就のときから契約は効力を生じるが、設例にはこれらに関する記述もないので、契約成立のとき契約の効力が生じたと判断する。なお、上記の引渡義務は、単なる物品の引渡だけでなく、品質等、契約に適合した物品の引渡義務を含むものである(35)。(この他に、売主Aは書類を交付する義務および物品上の権原を移転する義務(30)を、買主Bは物品の引渡を受領する義務(53、60)を負うが、ここではこれらを解として表現することは省いている。)

解(3):「5月15日の時点では、BはAに代金を5月20日までに支払う義務がある。これに対応して、AはBにその代金の支払いを請求できる。」

理由:5月1日にAは農業機械をニューヨーク港において日本のコンテナ船に引き渡したが、これは「運送を予定している場合で送付のための物品を第一の運送人に交付したとき」(31(a))にあたり、この時点でAはその物品引渡義務を、物品の契約適合性の問題は別として、履行したことになる。したがって、「AのBに対する物品引渡義務」は5月1日に消滅している。(Bには第一運送人から引き渡される物品の受領義務があるが、これは省略する。)

解(4):「8月15日の時点では、BにはAに損害賠償を請求する権利があり、これに対応して、AはBに損害を賠償する義務がある。またBはAに対して機械の契約不適合を修理によって治癒することを要求できる。」

理由:5月20日、Bは代金をAに対して支払っている。Bの代金支払い義務は同日消滅している。他方、8月10日に、機械は動作異常を起こし、原因は接続ギアの不良であると判明したので、Aは「契約に適合した」

⁵法学部学生に対する説明としてはこれで十分かもしれないが、法律知識ベース構築の観点から言うと、なお次の点について説明が必要である。①なぜ契約が成立すると契約に基づく権利義務関係が生じるのか、その理由。②国連売買条約は「契約は申込に対する承諾が効力を生じたときに成立する」と言っているから、承諾の効力が生じないと契約が成立しないのはもちろんであるが、なぜ申込の効力が発生しないと契約が成立しないと言えるのか、その理由。知識ベース構築のためには、これらを理由づける知識を詳細に示すことが必要である。

品質の物品を引き渡す義務を履行していないことになる。機械の動作不良によってBは損害を被っているから、損失発生とともに、BはAに損害賠償を請求する権利を有し(45(1)(b))、これに対応してAの損害賠償義務が生じている。物品が契約に適合していない場合は、買主は代替品の引渡を要求できるか(46(2))、またはその不適合を修理によって治癒することを要求できる(46(3))が、前者の救済の場合は、「その不適合が重大な契約違反を構成する」ことを要する。当契約違反が重大なものとなるのは、その契約の下で相手方が期待するのが当然であったものを実質的に奪うような不都合な結果をもたらす場合である(25)。本件の場合、単なるギアの動作不良という状態で、機械自体は動いており、全く動かない場合はともかく、このままでは重大な契約違反とは言えない。したがって、代替品請求権は生じていない。動作異常の判明した8月10日に、修理請求権のみが生じている。なお、買主は物品の検査義務(38(1))を6月5日に、不適合の通知義務(39(1))を8月10日に履行している。(Bの損害賠償請求権に関連して買主Bには損害軽減義務が生じるが(77)、省略する。)以上の理由から、解は上記のとおりとなる。

解(5):「9月15日の時点では、BはAに損害賠償を請求する権利があり、これに対応して、AはBに損害を賠償する義務がある。またAにはBに対し機械を9月31日までに修理する義務がある。BのAに対する修理請求権は、引き続き存続するが、9月15日の時点では、その再行使は制限されている。」

理由: Bの損害賠償請求権およびAの損害賠償義務は、それが消滅する事由が生じていないので、引き続き存在する。9月1日、BはAに物品の契約不適合を1ヶ月以内に修理するよう要求したが、これはAのBに対する修理請求権の行使であり、これによりBは1ヶ月以内である9月30日までに機械を修理する義務が具体的に生じた。なお、一度1ヶ月以内と期間を定めて修理を請求したら、別の形で、例えば二週間以内に修理せよ、と請求することはできない。すなわち、一旦、権利を行使して請求したら、その請求内容と矛盾する別の請求はできない。

解(6):「10月5日の時点では、BはAに損害賠償を請求する権利があり、これに対応して、AはBに損害を賠償する義務がある。AにはBに対し機械を修理する義務がある。BのAに対する修理請求権は引き続き存続する。

その再行使は制限されていない。Bは契約の解除を宣言できる。」

理由: Bの損害賠償請求権およびAの損害賠償義務は、それが消滅する事由が生じていないので、引き続き存在する。Aは機械の修理義務を履行していないので、Aの修理義務は引き続き存続する。1ヶ月という付加期間が過ぎたので、BはAに再度一定の付加期間を与えて修理を請求することができる。本件において買主が契約解除権を有するか否かも解釈論上の論点である。その論議は後に行うとして、ここでは、49(1)に基づいて、Bの解除権が10月1日発生したとの仮定の下に次の問題を検討する。

解(7):「11月15日の時点では、AはBに損害賠償を支払う義務がある。AにはBに物品の返還を請求する権利があり、BにはAに代金の返還を請求する権利がある。これに対応して、AにはBに代金を返還する義務があり、BにはAに物品を返還する義務がある。」

理由: Aの損害賠償請求権およびBの損害賠償義務は、それが消滅する事由が生じていないので、引き続き存在する。10月10日の時点でBは解除を宣言したが、Bには契約の解除権があるので、解除の効力が生じる。契約の解除は、損害賠償義務を除き、両当事者を契約上の義務から解放する(81(1))という効果を伴うので、AのBに対する引渡物品を契約に適合させる抽象的義務、機械を修理するという具体的義務、そしてBのAに対する修理請求権は、解除権行使の日である10月10日に消滅する。また契約の総体またはその一部を履行している当事者は、相手方に対して、自己がその契約の下で既に供給しまたは支払ったものの返還を請求することができる(81(2))。

解(8):「12月15日の時点では、BにはAに物品を返還する義務があり、AにはBに物品の返還を請求する権利がある。」

理由: 12月10日、AはBに損害を賠償し、AはBに代金を返還した。これにより、BのAに対する損害賠償請求権とAのBに対する損害賠償義務、そしてBのAに対する代金返還請求権とAのBに対する代金返還義務は12月10日に消滅する。

解(9):「12月25日の時点では、AB間には契約に基づく法律関係は存在しない。」

理由: 12月20日、BはAに機械を返還した。これによ

りAのBに対する物品返還請求権とBの物品返還義務は12月20日に消滅した。当該AB間の契約に関連するすべての法律関係が12月25日までに消滅したので、12月25日の時点でAB間には本件事件に基づくいかなる契約に基づく法律関係も存在しない。

5 国連売買条約の適用に関する問題 とその解法

国連売買条約の第1部および第4部は、本条約の適用を規律している。その規定を適用して本事例に国連売買条約が適用できるかを確定する推論を行う。なお事例8fは、当事者間に契約が成立したこと、契約解除の有効性、原状回復義務、売主の損害賠償等について争いがなく、裁判を経ることなく最終的に円満解決した形となっているが、契約の成立について当事者が争い、買主がその主たる事務所のある東京の裁判所（東京地方裁判所）に訴えを提起したと仮定して以下の考察を行う。

5-1 問

(1) 本件に国連売買法条約が適用されうるか。

5-2 解とその理由

解：「本件に国連売買条約は適用されうる。」

理由：まず、国連売買条約自体が「時間的」効力があるか、すなわち、それが本件の出来事のときに効力があるかを確認する。同法99条1項は「第10番目の批准書、受託書、承諾書又は加入書が寄託された日から12箇月が経過した後の最初の月の初日に発効する」と規定する。米国と中国とイタリアが9番目の国として1986年12月11日に同時に批准書を寄託したので、国連売買条約は1988年1月1日より発効している。本件の出来事のときまでそれは失効していないので、同法は本件の出来事のときに効力がある。

次に、どの国のどの裁判所に訴訟を提起することができるかという問題がある。この裁判管轄権の問題は、その裁判所の所在地国の国際民事訴訟法のルールによって決められる。わが国の場合では、国際民事訴訟法なるものではなく、民事訴訟法の裁判籍の規定を類推して判断されている。本件は、日本商社が原告となる場合には、東京地方裁判所に提訴しても、日本にも営業所があるか、また応訴してこない限り、東京地方裁判所に管轄権はないが（民事訴訟法4条5号、12条）、ここでは、Aが応訴してきたものと仮定して議論を進める。国際的な紛争の解決にどの国の法が適用されるかは、その裁判所の所

在地国の国際私法のルールによって決められる。

そこでわが国の国際私法による準拠法の決定の問題を考える。わが国は、まだ国連売買条約の締約国ではないので、東京地方裁判所では、直接国連売買条約によるのではなく、わが国の国際私法である法例に従って本件に適用される準拠法が決定される。わが国の国際私法では、法律行為の成立については、当事者が準拠法の指定をしていない場合は、法律行為の行為地法による（法例7条2項）。そして、申込の通知を発したる地が行為地とみなされる（法例9条2項）。したがって、Aの申込の発信の地である米国ニューヨーク州の法が適用されることになる。米国は国連売買条約の締約国であり、ニューヨーク州法の中には国内法化された国連売買条約が含まれるので、国連売買条約が適用されることになる⁶。

国連売買条約は、「営業所が異なる国にある当事者間の物品売買契約」であり、かつ「これらの国が、いずれも締約国である場合」は適用される（1(1)(a)）としている。AB当事者の営業所は米国とドイツにあり異なる国にあると言える。したがって、上記要件を充たす。また本件売買は2条で適用が除外されている売買にも該当しない。故に、国連売買条約は本件売買契約事件に対して適用できる。すなわち、「事項的」効力がある。

6 解釈学的論点について

本節4-2で論述を省略した解釈論的論点について最後に検討する。

6-1 売主Aの申し入れは申込であるか

国連売買条約によれば、「契約締結の申し入れは、それが十分明確であり、かつ、承諾があった場合には拘束されるとの申込者の意思が示されているときは、申込となる。申し入れは、物品を示し、かつ、明示又は黙示に数量及び代金を定め又はその決定方法を規定している場合には、十分明確なものとする」（14(1)）。これに対し、本設例のAのBに対する手紙の内容は、「AがBに農業耕作機械一式（トラクターとレーキからなる）を売る、トラクターの代金は5万ドル」、というものであった。農業耕作機械一式の主要部分を構成するトラクターの代金は定められているが、農業耕作機械一式全体の代金は示されていない。そこでこのAの手紙が申込と判断されうるかを解

⁶ Bの電話での回答が申込の内容を実質的に変更するものであると解釈すると、それは反対申込となるので、申込発信の地、Bの営業所のある国ドイツの法が適用されることになる。ドイツは条約締結国であるので、国連売買条約が適用される。

釈論上の論点となる。

実務では、このように条文が事件を包摂するか否かを直ちに判断することが難しい場合には、過去の判決例を参照して解釈して法の適用を行う。国連売買条約の判例データベースを検索すると、Malev ケースが出てくる。それは Pratt & Whitney 対 Malev Hungarian Airlines の、ジェットエンジンシステムの購入契約に関する事件である⁷。Pratt & Whitney (PW) は契約の履行を求めたのに対し、Malev Hungarian Airlines (Malev) は契約の不成立を主張した。PW の申し入れにはエンジン本体の価格は定められていたが、エンジンシステム（エンジンカバーなどを含む）全体の価格は示されていなかった。Malev は契約の不成立を主張する根拠として、PW の申し入れはエンジンシステムの代金が定められていなかったで十分明確ではなく申込として成立していないと主張した。第一審の首都裁判所（Metropolitan court）は契約は有効に成立していると判断したが、ハンガリー最高裁判所（supreme court）は Malev の主張を認め、原判決を破棄自判して、契約は不成立と判断した。判決理由を読むと、同裁判所が PW の申し入れを「十分明確でない」と判断したのは次の論理（事例ルール）に基づいていると思われる。「エンジンシステムの代金が定まっていなかった場合であって、システムの主要な部分であるエンジンの価格が決まっている場合は、その他の部分について市場価格があるかどうか重要なファクターである。もし、市場価格があれば当該申し入れは「十分明確」となるが、市場価格がなければ「十分明確」とは言えない。」ハンガリー最高裁判所はこのルールを適用して、本件のエンジンカバーその他の部品については市場価格がないから、PW 社の申し入れは十分明確ではない、故にそれは申込ではない、と判断したわけである。

本設例 8f と Malev 事件を比較すると、「農業耕作機械一式の代金が定まっていなかった」と「エンジンシステムの代金が定まっていなかった」とについては、事実の態様が同一である。そして「主要部分であるトラクターの価格が決まっている」と「主要部分であるエンジンの価格が決まっている」という点も類似している。そこで、Malev 事件の事例ルールを本設例 8f に適用して、次のように結論づけることができよう。レーキについては各社価格を決めているならば、市場価格があると判断される。した

がって、その場合には、A の申し入れは「十分明確」である。故に、それは申込として成り立っている⁹。

6-2 B の回答は申込の内容を実質的に変更したものか

A の申し入れの手紙には「アメリカの貨物船で運ぶ」と書いてあるのに対し、B は「日本のコンテナ船で運ぶ」と回答したことが、「申込の内容を実質的に変更するもの」と判断すべきか否かという問題である。Farnsworth は、運送手段の変更は実質的変更にはあたらない、と解している¹⁰。しかし、具体的状況によって判断すべきである¹¹。運賃が売主買主のどちらが負担するようになっているかによって結論が異なってくる。国連売買条約 19 条 3 項は、「特に代金、支払、物品の品質及び数量、引渡の場所及び時期、一方当事者の相手方に対する責任の限度、又は紛争の解決方法に関するものは、申込の内容を実質的に変更するものとして扱う」としているが、この立法趣旨の背景には、とくに申込者の利益を損なうことを防ぐことがあると思われる。この趣旨から解釈すると、承諾者の加えた運送手段の変更が、申込者の利益を損なう危険性がない場合は、その変更は「実質的変更」でないと判断してよいと思われる。したがって、本件 8f においては、もし、買主 B が運賃を負担する場合（たとえば、FOB の場合）であるとする、承諾者である買主 B の加えた変更は「実質的変更でない」と判断されるべきであり、申込者である売主 A が運賃を負担する場合（たとえば、CIF の場合）であって、運送手段の変更が売主の負担を大きくする場合は、当該運送手段の変更は「実質的変更である」と判断すべきことになる。設例 8f については、事件の態様の記述が運賃負担に点に関して不足している、ので、上記のように、一定の条件付きで解答することになる。

6-3 B は契約を解除できるか

買主 B の契約解除権については、問題は簡単ではない。まず、買主が契約の解除を宣言できるのは、国連売買条約では、売主の義務の不履行が重大な契約違反となるとき（49(1)(a)）、あるいは、引渡の不履行の場合であって買主が定めた付加期間内に売主が物品を引き渡さない場

⁹ Malev 事件は申込不成立に対し本件は申込成立という結論で、結論の方向は異なるが、その違いは主要部分以外の部品の市場価格が有るかないかの違いによる。

¹⁰ Farnsworth, E.A., Formation of Contract, in: Galston, N. M. & Smit, H. (eds.), *International Sales: The United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods*, New York: Matthew Bender, 1984, Ch.3, p.16

¹¹ 曾野和明・山手止史『国際売買法』青林書院、1993 年、97 頁参照。

⁷ Pratt & Whitney v. Malev Hungarian Airlines, Legfelsbb Birosg. Cf. 1.31, 349/1992/9 Laszlo Szlavits trans., 1992, reprinted in: 13 *Journal of Law and Commerce* (1993)

⁸ 設問にはこの点について記述がないが、通常は各社レーキの価格を設定して販売していると思われる。

合または売主がその期間内に引渡をしない旨を宣言するとき(49(1)(b))である。問4に対する解のところで述べたように、機械の不良の態様からは重大な契約違反を構成するとは言えず、49(1)(a)の適用がないことになる。また49(1)(b)は「引渡の不履行の場合」であるので機械を既に引き渡している本件の場合には直接には適用でない。それではBは契約を解除できないという結論になるかという点も必ずしもそうではない。われわれの研究班の専門家の間では解釈が次の三つに分かれた。①Bは契約を解除できないとする立場、②49(1)(a)を拡張解釈して適用しBは契約を解除できるとする立場、そして③49(1)(b)を類推適用してBの解除権を認める立場である。①説は条文を文言に忠実に厳格に解釈する立場である。②説は、契約関係は時間の経過とともにダイナミックに評価していくべきで、8月10日の時点では違反は重大な契約違反を構成しなかったが、Bが9月1日に1ヶ月という付加期間を定めて修理を要求したのにもかかわらずAはそれに答えなかったため、付加期間の経過した時点10月1日に重大な契約違反となるとする。これに対し、①説は、契約違反の評価は機械の不良の程度によって判断すべきであって、8月10日の時点で重大な契約違反でないものが、修理をしなかったからということで後から(10月1日に)重大な契約違反となることはおかしいと②説を批判する。③説は次のように主張する。①説の②説に対する批判を共有する。しかし、いくら買主が修理を請求しても売主が一向に修理しないようなときは、買主に売主との契約関係を存続せしめることは忍びがたく、また修理請求権を買主に認める以上、売主の修理義務不履行に対するサンクションがあつてしかるべきであるから、本件のような場合は買主の解除権を認めるべきである。そしてこの結論を正当化するために、本件は契約適合物品引渡の不履行の場合であつて、買主が修理によって治癒することを売主に対して付加期間を付して要求したけれども、その期間内に売主が修理による治癒を履行しなかった場合であるが、それは49(1)(b)の言う「引渡の不履行の場合であつて、売主が付加期間を定めて引渡の履行を要求したが、その期間内に売主が物品を引き渡さない場合」と類似しているから、49(1)(b)を類推適用することができる。この③説に対しては①説および②説からさらに批判が続く。しかし、ここではこの問題の解釈論争にこれ以上入り込むことは差し控える。②説または③説のいずれかによって、買主の契約解除権が10月1日に生じたという結論にする。

7 むすび

以上で、設例8fの解説を終える。ここで法律家の立場から示された解法は多くの専門家が有している法的常識知識を前提にして書かれている。その理由説明には、用いられた知識と推論過程の説明が少なからず省略されている。したがって、この解法が示されたから直ちにシステムが構築できるものではない。この設例が解けるような推論システムを構築するためには、そうした暗黙知を同定するとともに、解の導出とその理由説明を可能にする法的知識の構造を明らかにしなければならない。そして解明された法的知識構造を法律知識ベース上に実装していかなければならない。

ここで、本節で示された設例とその解法が、本研究「法律エキスパート」の研究成果と本書の後の論述とにいかに関係しているかについて述べる。まず、本節の「4 法律関係の存否を問う問題とその解法」および「5 国連売買条約の適用に関する問題とその解法」に対応する法的知識の構造解明は完了した。その成果の一部は、IV-3節「国連売買条約の知識構造」、すなわち、次節で提示される。そして、解明された法的知識(4の方)は知識ベースへ実装された¹²。その成果はV-5節「国連売買条約の知識ベース」に示される。本節の「6 解釈学的論点について」で論じた問題については、それぞれの解釈や類推の結果創出された知識が、学説の違いを含めて、法律知識ベースに実装された(V-5節)。それらの解釈や類推適用において知識を創り出す法的発見の推論自体の実現は、その背景メタ知識の解明を含めて、多くは、今後の研究課題として残されている。しかし、ファジィ推論システム(VI-6節)として、あるいはアブダクションを用いた推論システム(VI-7節)、あるいは法的類推システム(VI-9節)として、その一部は解明され、実験的な推論システムの実装がなされている。

¹² 作成された法律知識ベースとそれに基づいている法的推論システムは、もちろん、この問題ばかりでなく、もちろん、他の問題も解くことができる。